

□補助事業者 下記の条件をすべて満たすもの

- ・空き家の所有者または所有者の承諾を受けた賃借人等
- ・岡山市の税金を滞納していない者
- ・暴力団員(暴力団員でなくなった日から5年を経過していない者を含む)でない者

□補助事業

- ・経費の合計額が50万以上のリフォーム工事
 - ※市内施工業者が行う工事に限ります。
- ・令和8年2月13日(金)までに実績報告書の見込みがあるもの

□申請受付

- ・令和7年4月14日(月)から令和7年12月12日(金)(予定)まで
(昭和56年5月31日以前に建築着工した建物の申請受付は、令和7年10月31日(金)まで)
- ・補助要件の確認及び添付資料のご案内のため、事前に相談をお願いします。
- ・相談日時については、必ず事前に予約をしてください。予算に達し次第受付を終了します。

□補助事業者の責務

- ・事業実施後、建物の管理は、町内会やNPO法人又はこれに類する第三者が行うこと。
- ・毎年度当初に、管理する者が使用状況の報告書を提出すること。

岡山市 建築指導課 空家対策推進室

☎ 086-803-1410

〒700-8544 岡山市北区大供一丁目1番1号

<https://www.city.okayama.jp/kurashi/000006199.html>



空き家を地域のために活用しませんか？



空き家を地域活性化に役立てようとお考えの方へ

地域活性化リフォーム工事費補助 のご案内

適切な管理が行われていない空き家が、防災、防犯、衛生、景観等の観点から、市民の生活環境に深刻な影響を及ぼさないよう、地域活性化に活用するために空き家の再生改修(リフォーム)に係る費用の一部を補助する制度です。



空家対策推進室
へ相談

事業説明書の提出

※地域活性化に供する
用途に該当するか確認

補助金交付申請

リフォーム



地域活性化リフォーム工事費補助

補助率:地域活性化リフォーム工事費の**3分の2**

上限額:150万円

条件:○改修後、最低でも10年間は地域の活性化に活用し、活用状況についての報告書の提出が必要。

○改修後の建物の管理は、町内会やNPO法人、またはこれに類する第三者が行うこと。

○岡山市内にある住宅等で空家法第2条第1項に規定する空家等

(ただし、空家法第22条第2項に基づく勧告を受けた特定空家等は除く。)

地域活性化リフォームとは、

地域の交流やにぎわいの活性化を目的として、空き家を、**滞在体験施設、交流施設、体験学習施設、創作活動施設等**の用途に供するために
行う空家等のリフォーム工事です。

□手続きの流れ



空き家に関する他の補助制度

除却補助

制度の詳細はこちらから →



一般除却 地域活性化除却

法律に基づく**特定空家等**の除却費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	除却工事などの費用の1/3	50万円※2
地域活性化※1	除却工事などの費用の4/5	200万円

※1 地域活性化のために町内会やNPO法人などが跡地を10年間管理すること

※2 応急措置を実施する場合は10万円

リフォーム補助

制度の詳細はこちらから →



一般リフォーム

空家等のリフォーム費用の一部補助を行っています。

区分	補助率	補助額(上限額)
一般	リフォーム工事などの費用の1/3	50万円

診断補助

制度の詳細はこちらから →



空き家診断

空き家診断の費用の一部補助を行っています。

区分	補助額	補助額(上限額)
旧耐震住宅※3	耐震診断と劣化診断の費用の一部	12万円~14.8万円
新耐震住宅	劣化診断の費用の一部	6万円

※3 昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅

家財等処分補助

制度の詳細はこちらから →



家財処分 空き家バンク

空き家バンク※4に登録した空き家の家財道具等の処分や運搬の費用の一部補助を行っています。

補助率	補助額(上限額)
家財等の処分及び搬出にかかる費用の1/2	20万円

※4 空き家(空き家となる予定のものを含む)に関する情報を岡山市に登録し、空き家の利用を希望する方に情報提供を行う制度

注意事項

- ・各補助制度の要件など詳細はお問い合わせください。
- ・各補助の対象となる行為は、交付決定後に着手する必要があり、かつ、年度内に完了する必要があります。